

財形制度をめぐる状況について

目 次

1 - 1.	勤労者財産形成貯蓄制度の概要	1
1 - 2.	財形持家融資制度の概要	2
2 - 1.	勤労者の貯蓄をめぐる状況について	3
2 - 2.	財形貯蓄制度をめぐる状況について	9
3 - 1.	勤労者の持家をめぐる状況について	12
3 - 2.	財形持家融資制度をめぐる状況について	14
4 - 1.	財形制度をめぐる状況について	17
4 - 2.	財形制度をめぐる課題	22

1-1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

○勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、55歳未満の勤労者（一般財形貯蓄は年齢の制限なし）が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

勤労者財産形成貯蓄制度

（財形貯蓄取扱機関：銀行、証券、生保、損保等）

一般財形貯蓄(S46.6～)

※年齢要件なし

- 目的自由
- 利子等は課税

契約数560万件、貯蓄残高10兆8,541億円（H28.3末）

財形年金貯蓄(S57.10～)

※貯蓄開始は55歳未満

- 年金として受取（満60歳以上）
- 定額型・逦増型・前厚型から受取方法を選択
- 財形住宅と合わせて550万円（生命保険等の場合は385万円）まで利子非課税

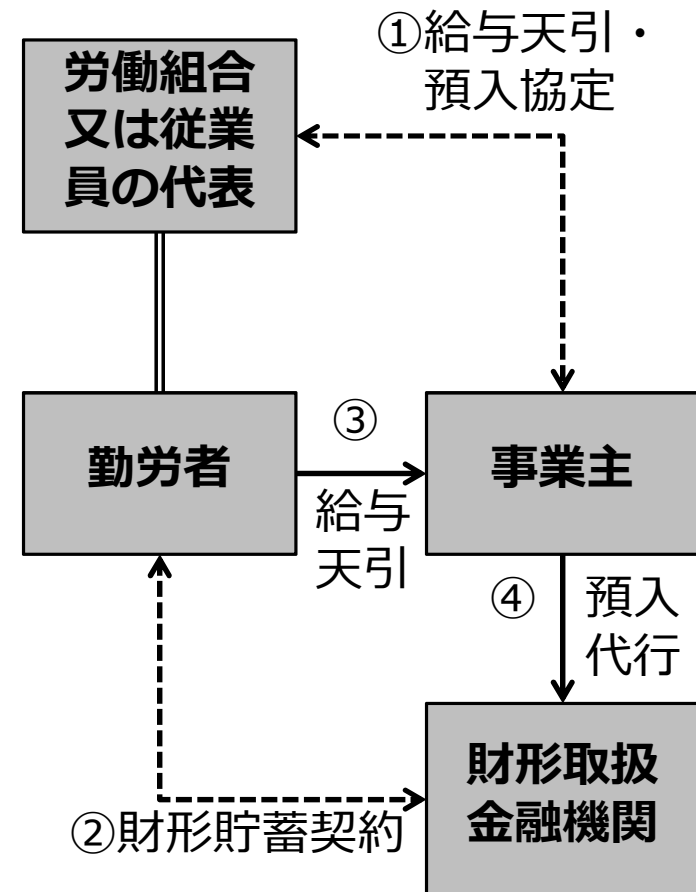
契約数184万件、貯蓄残高3兆2,033億円（H28.3末）

財形住宅貯蓄(S63.4～)

※貯蓄開始は55歳未満

- 住宅の取得・増改築等の費用に充当
 - 財形年金と合わせて550万円まで利子非課税
- 契約数79万件、貯蓄残高1兆9,330億円（H28.3末）

【財形貯蓄制度の仕組み】



1 - 2. 財形持家融資制度の概要

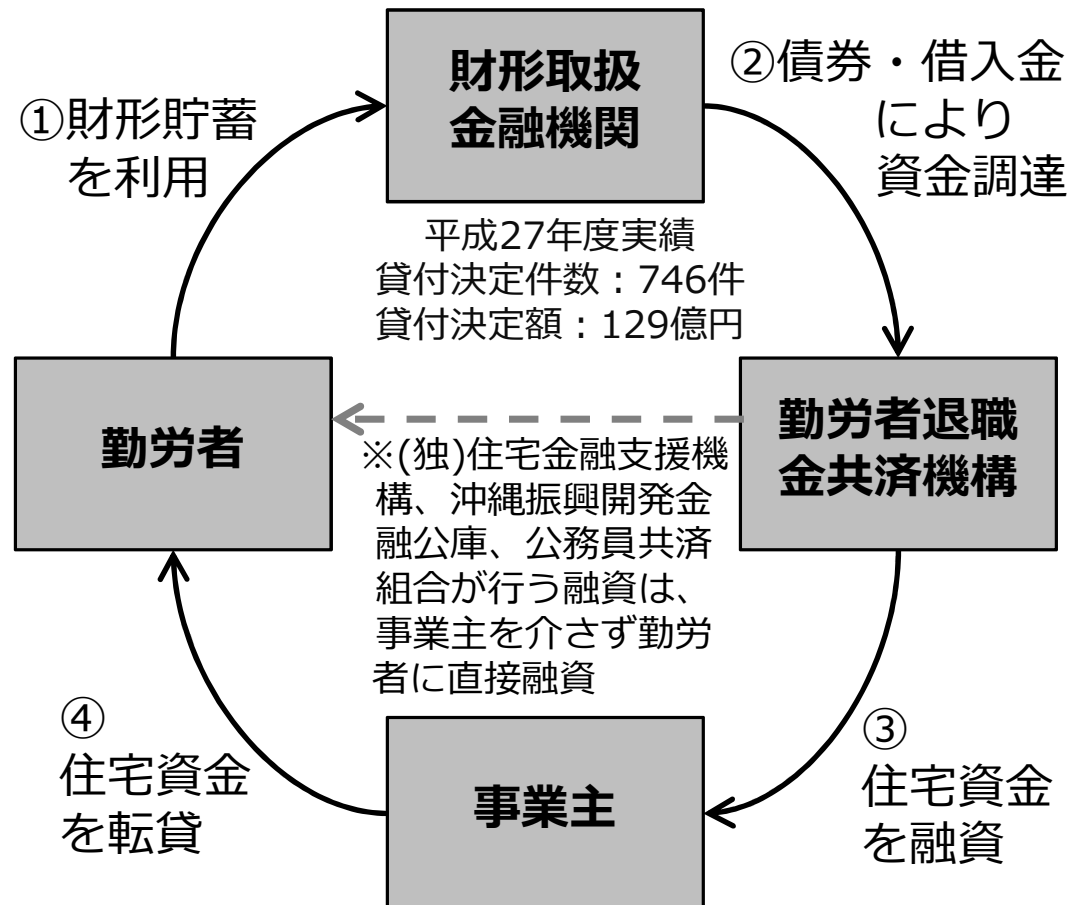
○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍(上限4,000万円)までの範囲内で、事業主を通じて(転貸融資)又は直接に(直接融資)、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

財形融資制度(S52.7~)

(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱機関より資金を調達(財形貯蓄総残高の1/3を限度)して融資

- 財形貯蓄制度を利用している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資
- (独)勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う**転貸融資**、公務員に対してその共済組合が行う**直接融資**、これらの融資を受けることができない勤労者に対して(独)住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う**直接融資**がある。
- 融資限度額… 財形貯蓄残高の10倍(最大4,000万円)
- 貸付金利(5年固定)…年0.62%(平成28年10月1日現在)
- 償還期間… 35年以内

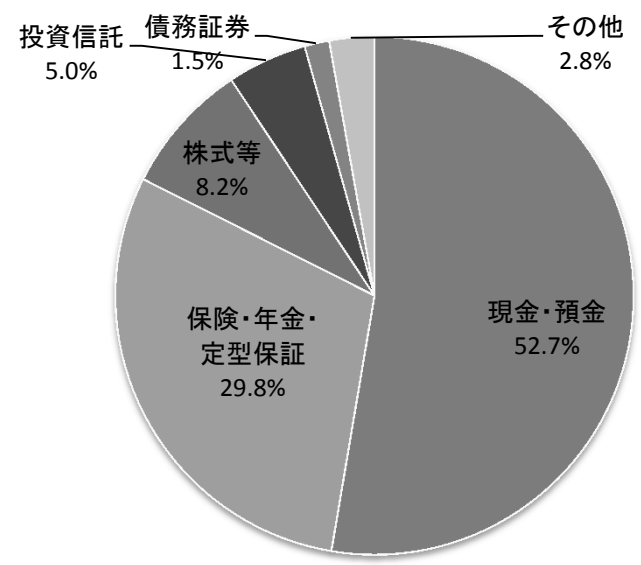
【財形融資制度の仕組み】



2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の5割超を預貯金が占めており、依然として、国民の貯蓄志向は高い。

○我が国の家計が保有する金融資産

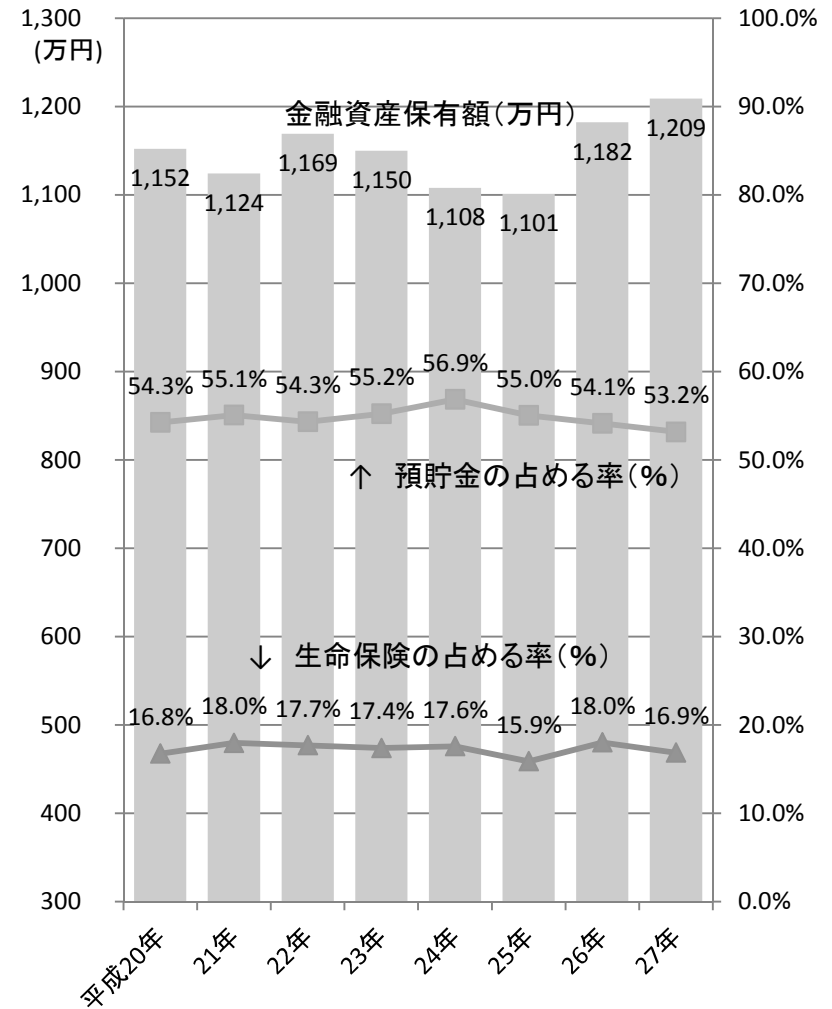


家計が保有する金融資産の構成

平成28年6月末	残高(兆円)	構成比 (%)
金融資産計	1,746	100.0%
現金・預金	920	52.7%
保険・年金・定型保証	520	29.8%
株式等	144	8.2%
投資信託	87	5.0%
債務証券	27	1.5%
その他	49	2.8%

日本銀行「資金循環統計」

○種類別金融資産の保有額の推移

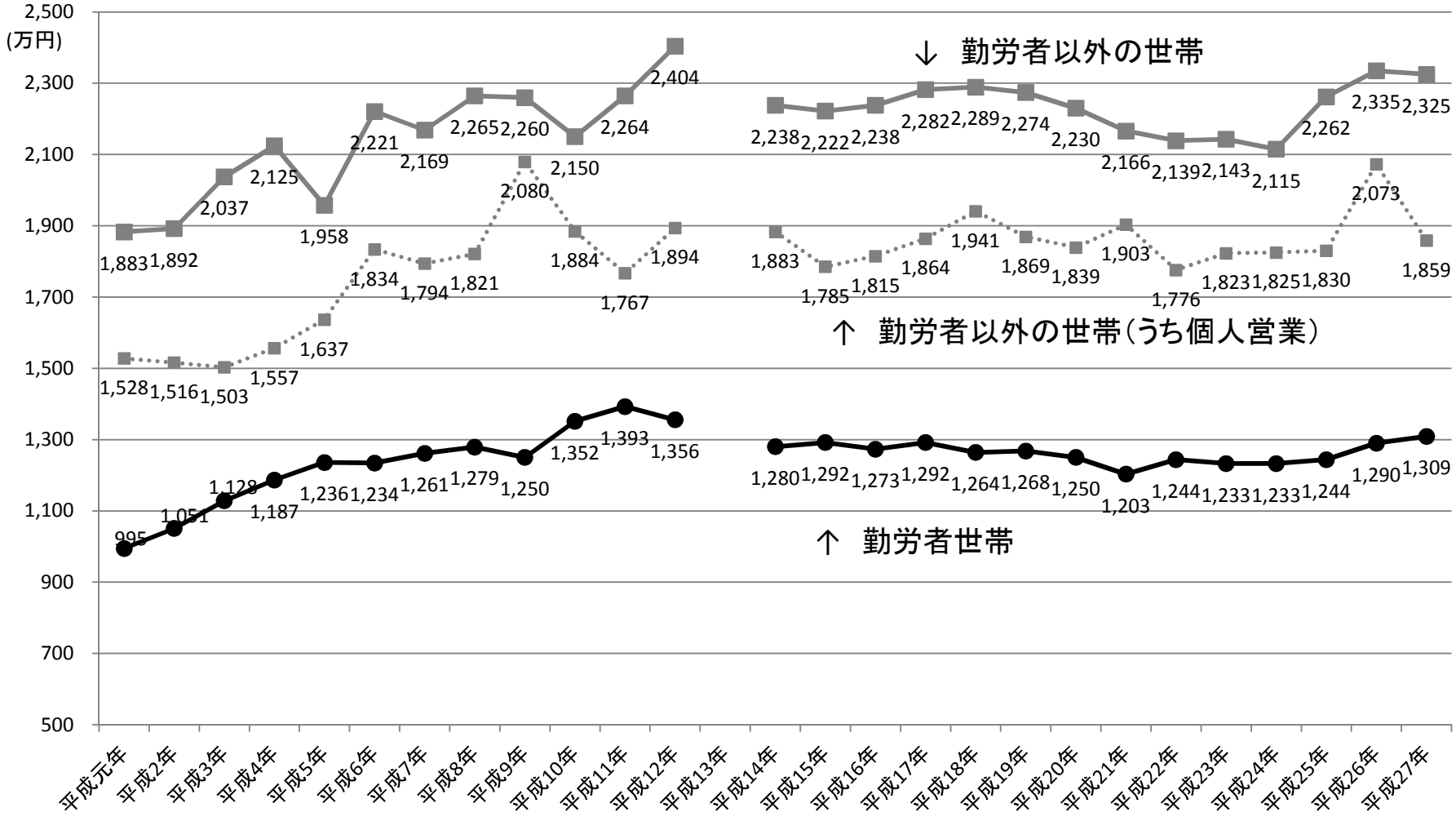


※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の家計における貯蓄額については、勤労者以外の世帯との格差が依然として存在している。

○世帯主の職業別・貯蓄額現在高の推移



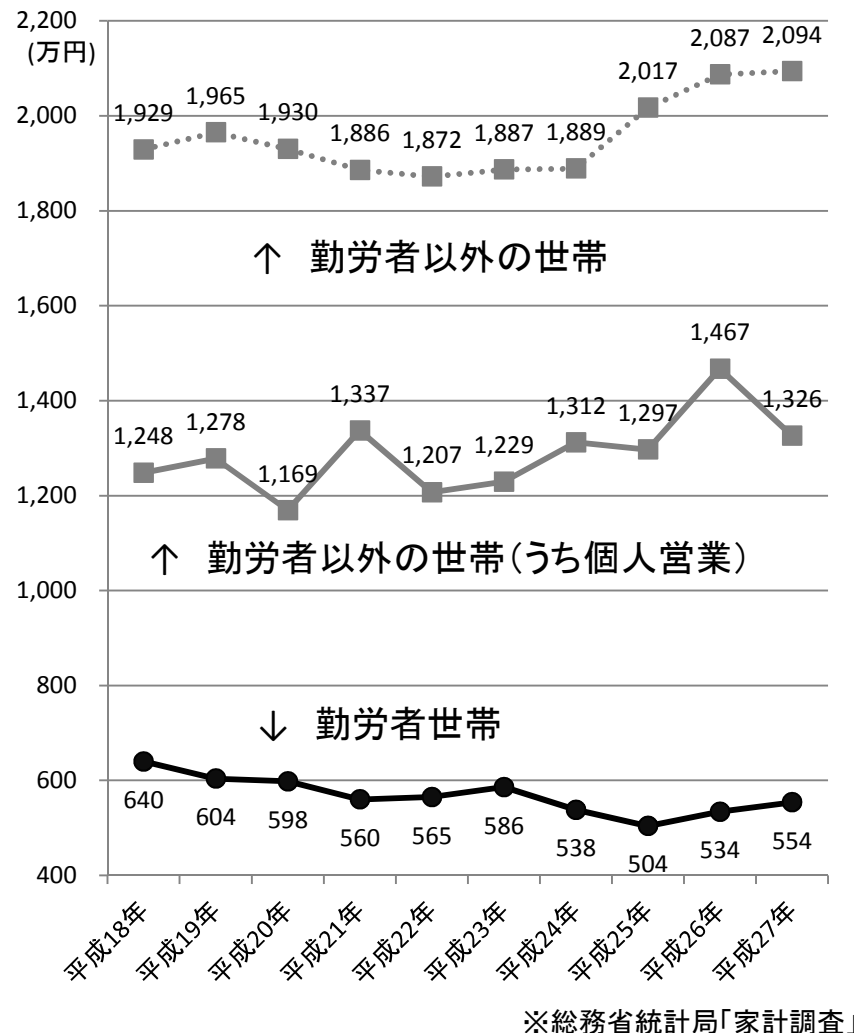
※総務省統計局「家計調査」(平成12年以前については総務省統計局「貯蓄動向調査」)
 ※※「貯蓄動向調査」は平成12年で調査終了しているため、「家計調査」での調査開始前の平成13年については、データが存在しない。

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

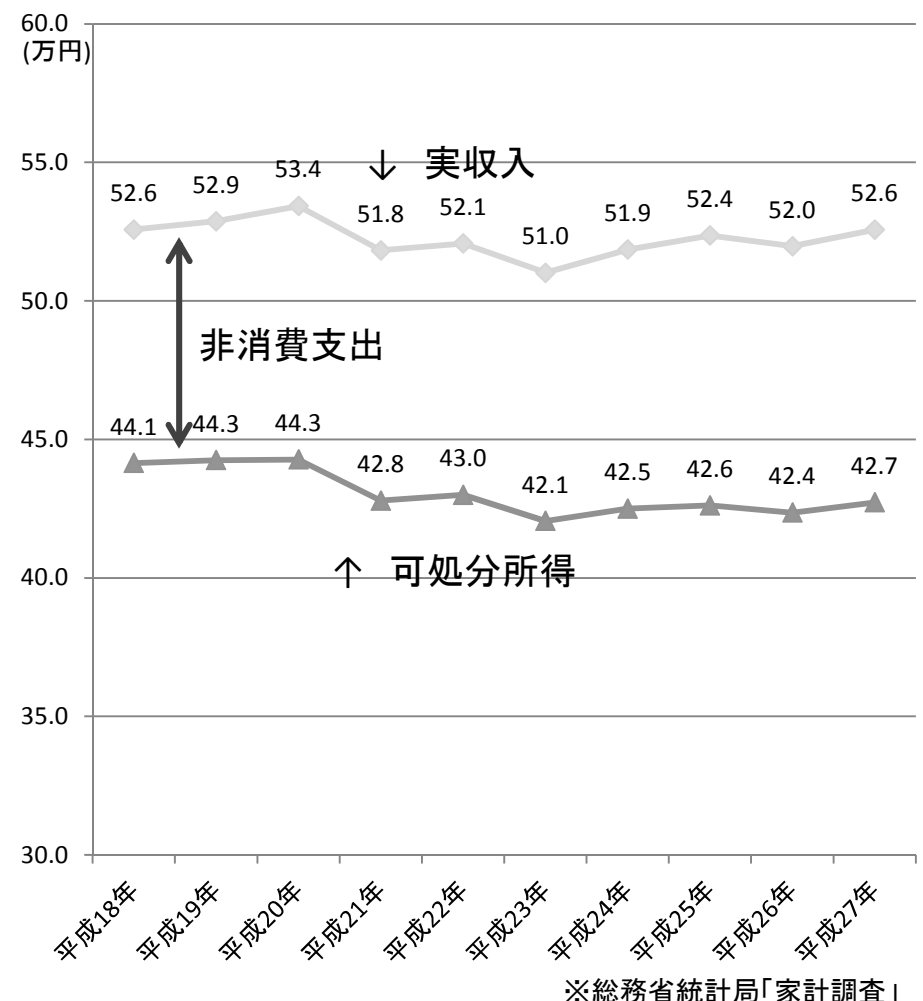
○勤労者世帯の純貯蓄額（貯蓄-負債）についても、勤労者以外の世帯と開きがある。

○勤労者世帯の家計において、可処分所得は近年横ばいである。

○世帯主の職業別・純貯蓄額（負債を除く）現在高の推移



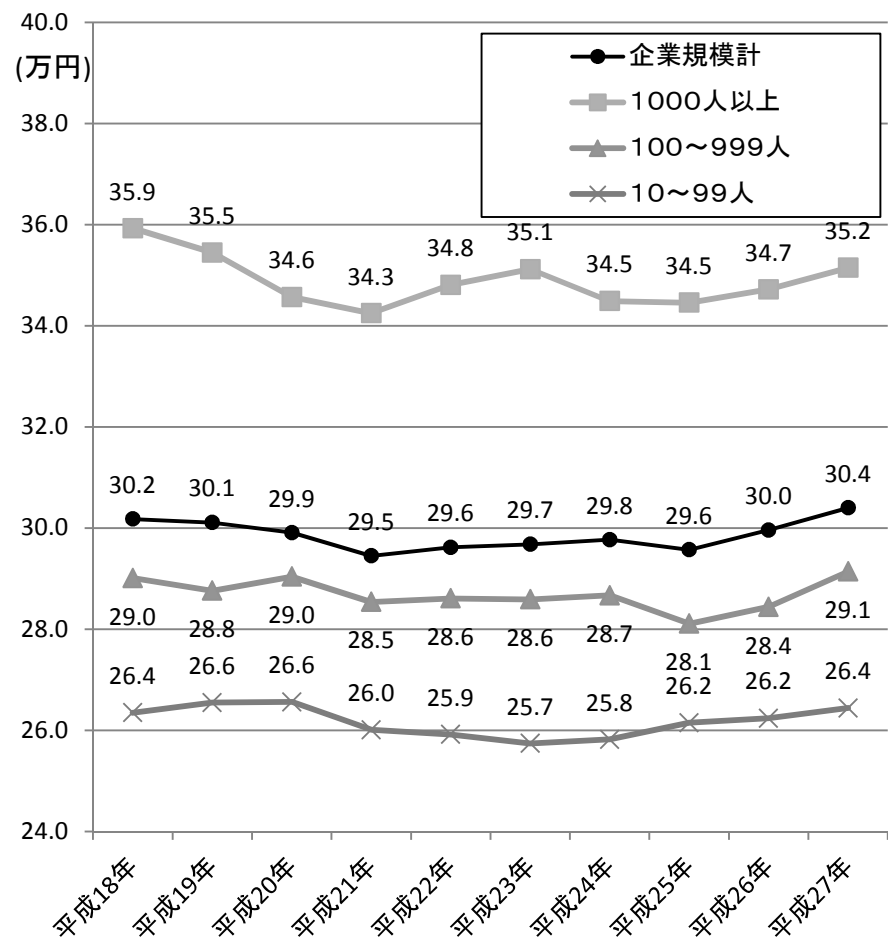
○勤労者世帯の1ヶ月の実収入及び可処分所得額の推移



2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

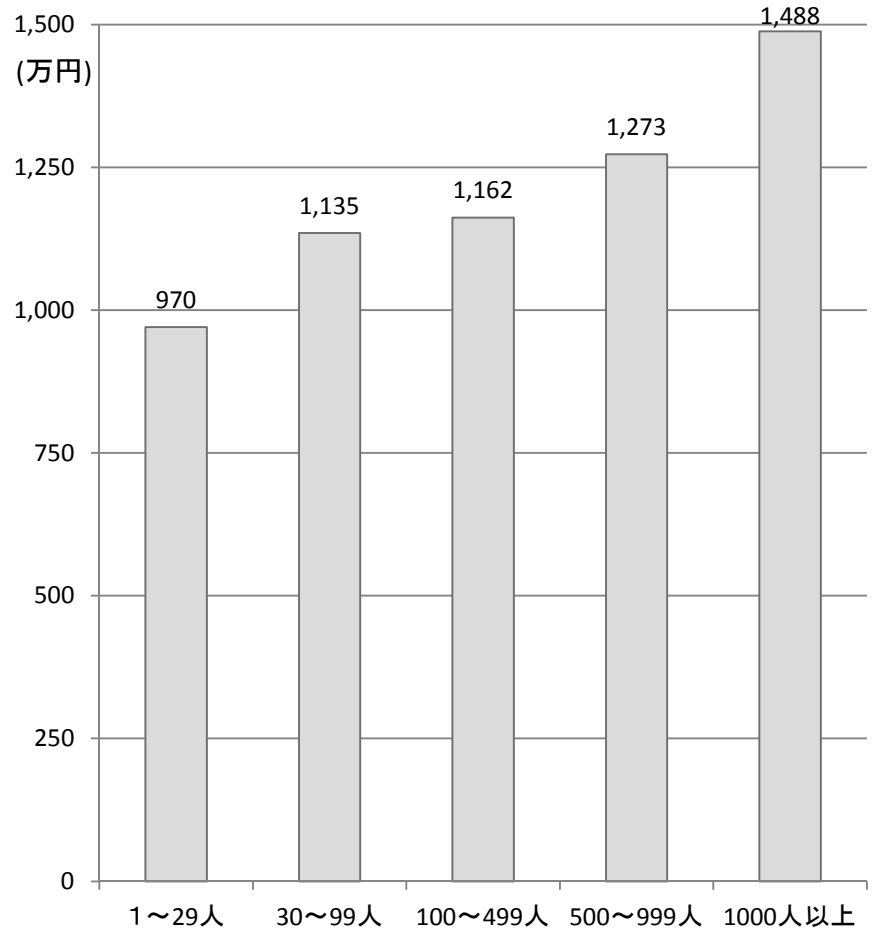
○勤労者の給与水準及び貯蓄額には、企業規模による格差が存在している。

○所定内給与額の推移（企業規模別）



※厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」
（一般労働者の所定内給与額（短時間労働者を除く））

○勤労者世帯の貯蓄額（平成27年平均）
（世帯主の勤め先企業規模別）

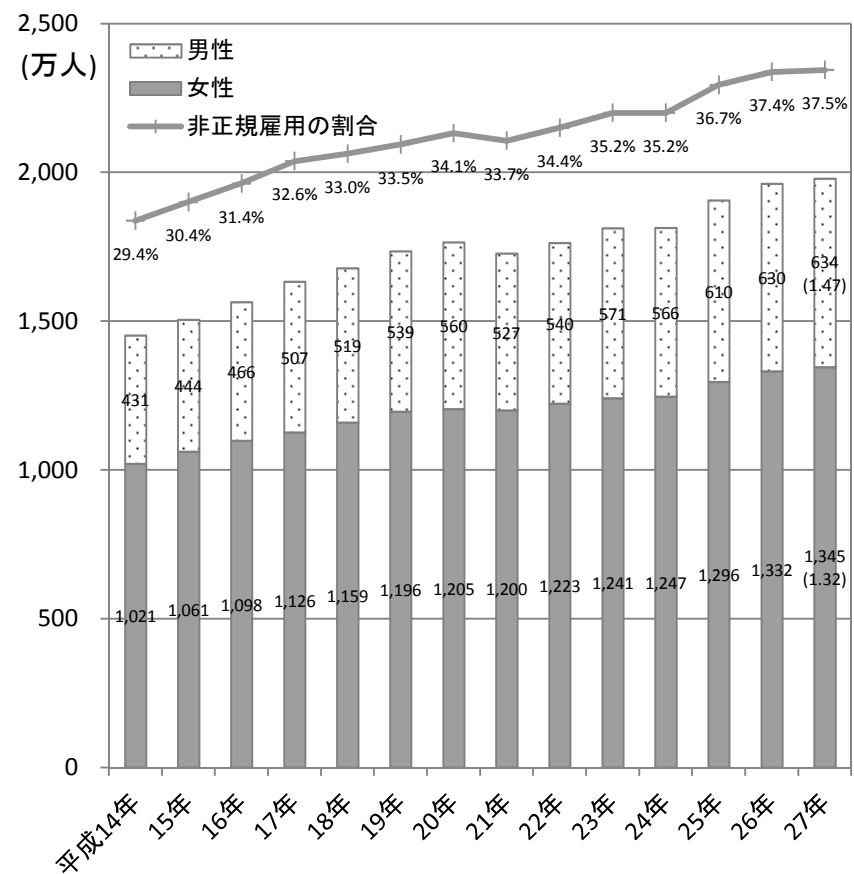


※総務省統計局「家計調査」

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○正社員以外の労働者数、割合とも近年増加傾向にある。
 正社員以外の就業形態で男女とも多いのはパートタイムであるが、男性は全体の1割に対し、女性は全体の4割を占め、その割合が高い。

○非正規雇用者の男女別の推移



※総務省統計局「労働力調査」
 平成27年のカッコ内は平成14年比
 注)平成23年の数値、割合は被災3県を除く。

○就業形態別労働者割合

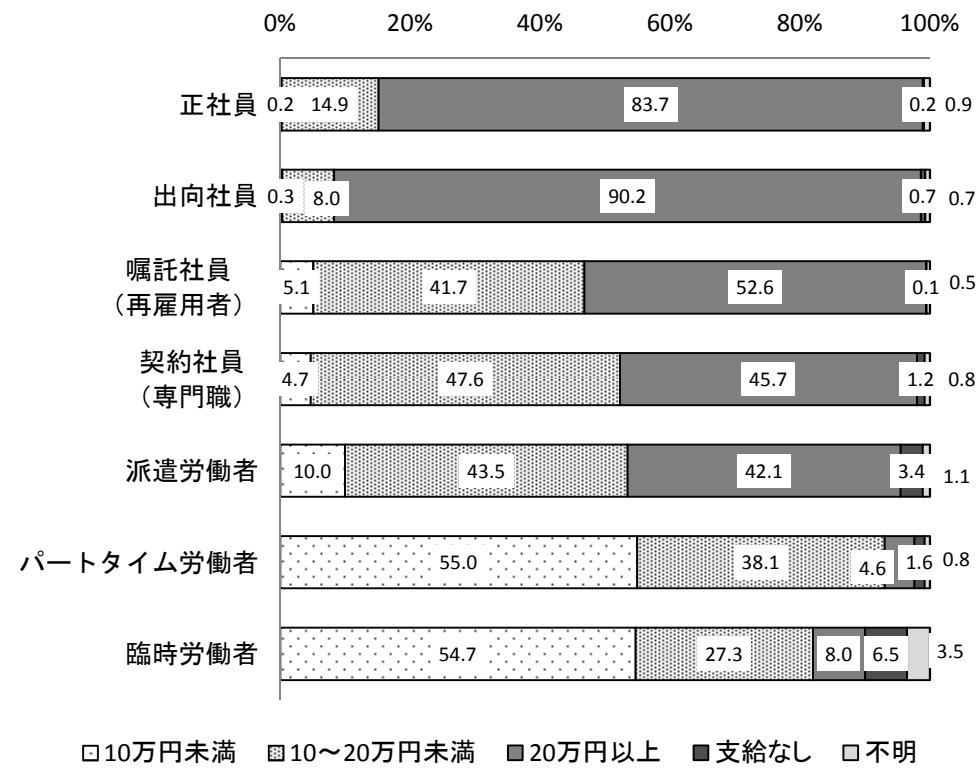
(単位: %)	総数	男性	女性
正社員	60.2	73.9	43.3
正社員以外の労働者	39.8	26.1	56.7
出向社員	1.1	1.8	0.4
嘱託社員 (再雇用者)	2.7	3.7	1.5
契約社員 (専門職)	3.5	2.9	4.2
派遣労働者	2.6	2.1	3.1
パートタイム労働者	23.3	10.4	39.4
臨時労働者	1.4	1.3	1.5
その他	5.1	4.0	6.6

※厚生労働省大臣官房統計情報部 平成26年「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(個人調査)
 ※本調査では、事業所規模5人未満の事業所は調査対象外となっていること等から総務省統計局「労働力調査」の結果とは異なることに留意する必要がある。

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○パートタイムは全体的に賃金総額が低く、貯蓄余力は低いと考えられる。
また、正社員以外の約5割は自らの収入で生活を賄っている。

○平成26年9月の賃金総額（税込）



○生活をまかなう主な収入源が自分自身の収入である割合

(単位：%)	正社員	正社員以外
全体	83.4	47.7
男性	96.1	80.0
女性	56.6	29.3
出向社員	—	92.6
嘱託社員(再雇用者)	—	86.1
契約社員(専門職)	—	67.9
派遣労働者	—	69.0
パートタイム労働者	—	32.5
臨時労働者	—	53.4

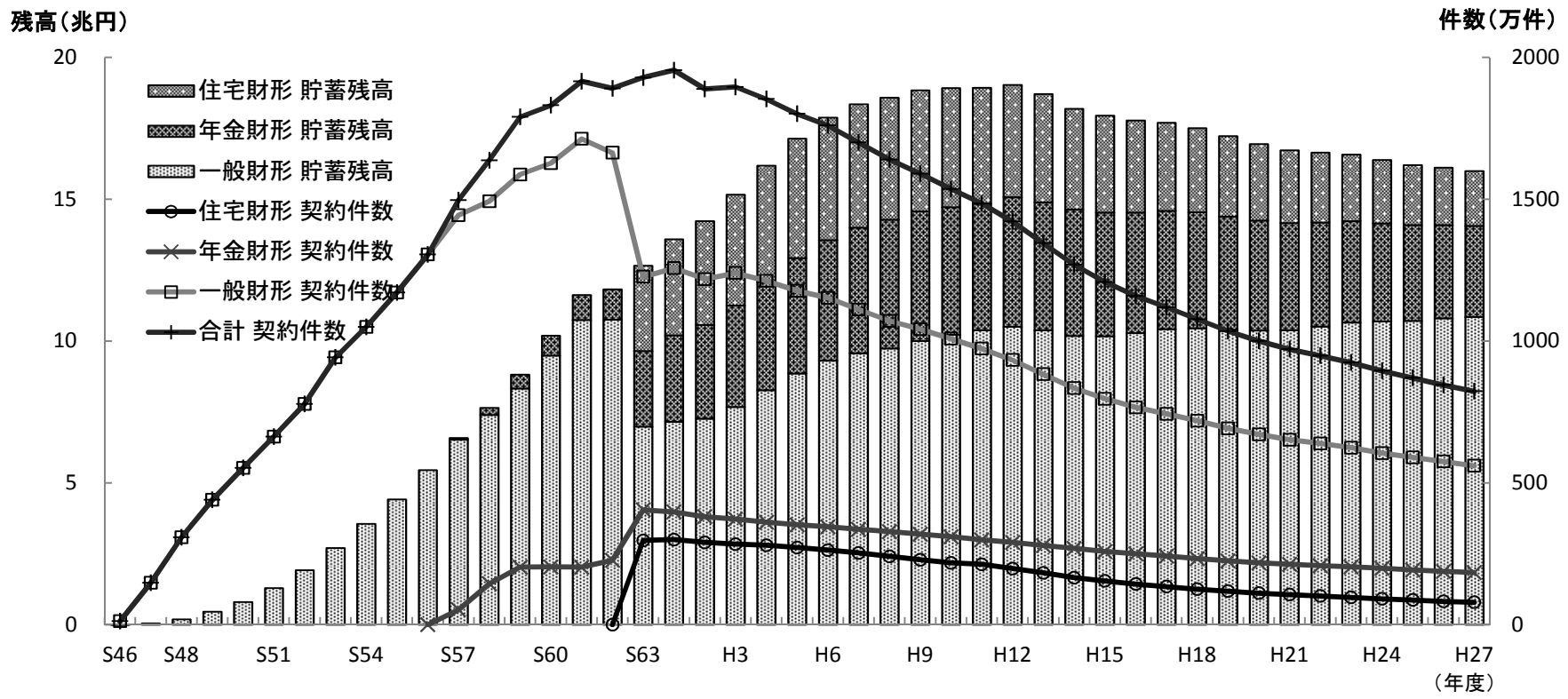
※厚生労働省大臣官房統計情報部
平成26年「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

※厚生労働省大臣官房統計情報部
平成26年「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

2-2. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄の利用件数・貯蓄残高は引き続き減少の傾向にある。

○勤労者財産形成貯蓄（一般、年金、住宅）の推移



(単位:千件、百万円)

年 度	一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合 計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
平成 23 年度	6,237	10,648,718	2,040	3,576,258	961	2,347,846	9,237	16,572,823
平成 24 年度	6,052	10,687,463	1,990	3,466,634	910	2,231,443	8,952	16,355,540
平成 25 年度	5,903	10,715,347	1,934	3,375,141	865	2,115,298	8,702	16,205,786
平成 26 年度	5,747	10,805,225	1,883	3,288,061	824	2,018,377	8,453	16,111,664
平成 27 年度	5,603	10,854,149	1,838	3,203,314	790	1,933,030	8,231	15,990,493

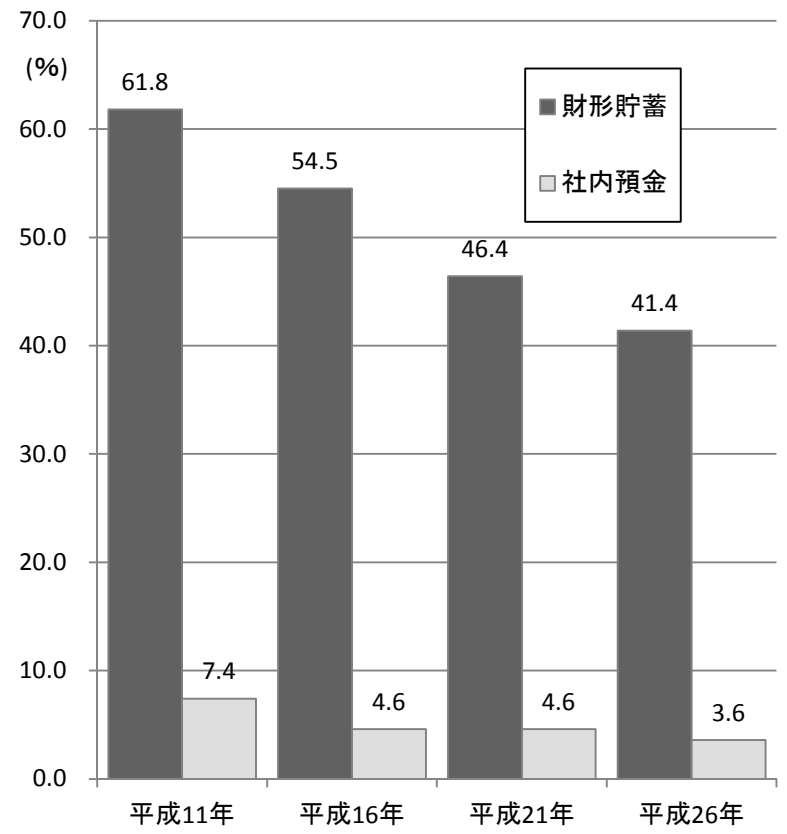
注: 件数及び残高は各年度末の数値である。 9

2-2. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。
社内預金制度も同様に減少しており、企業の貯蓄制度は減少傾向にある。

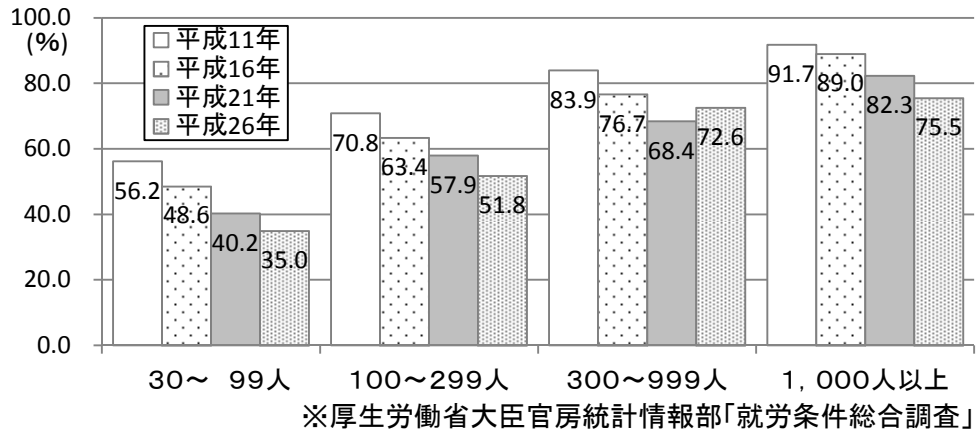
○財形貯蓄制度の導入割合と制度のある企業における契約労働者割合は企業規模が小さいほど低く、減少幅も大きい。

○貯蓄制度の事業所導入割合の推移

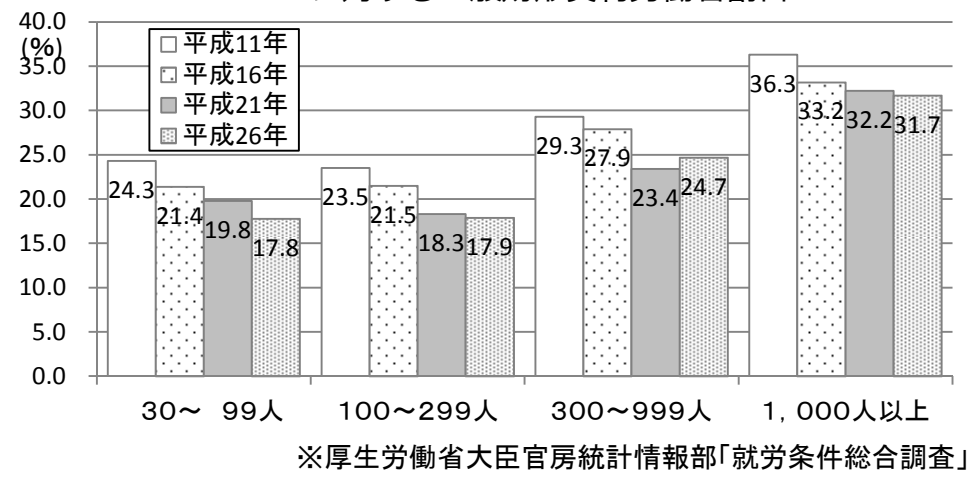


※厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」
※この調査は事業所規模30人以上の事業所に調査したものである。

○企業規模別・財形制度の導入率



○企業規模別・制度のある企業の労働者に対する一般財形契約労働者割合

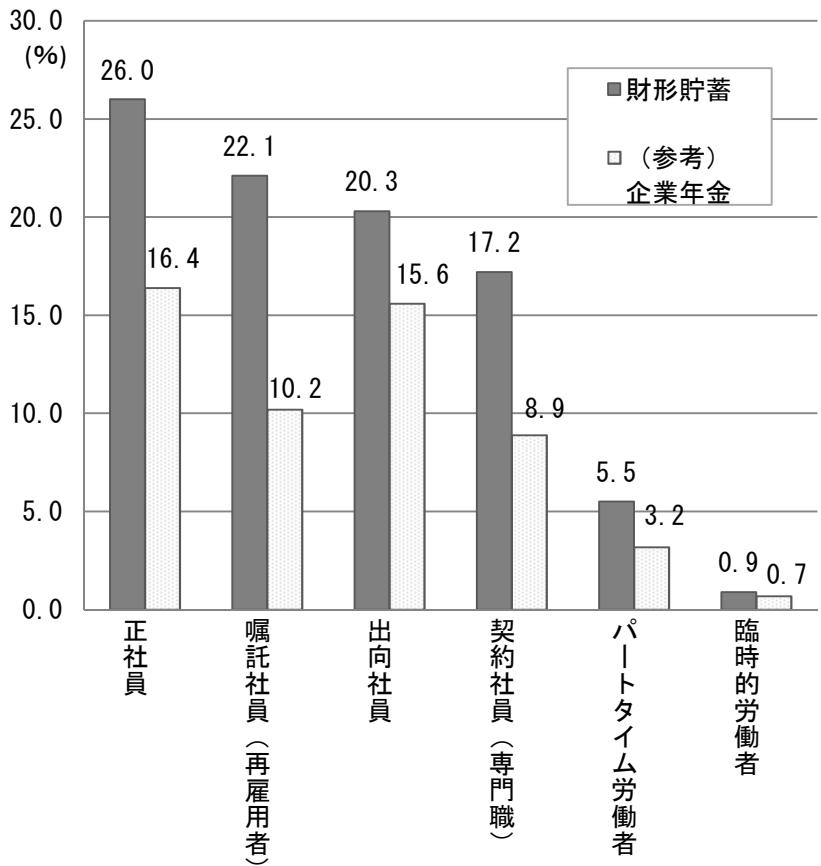


2-2. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

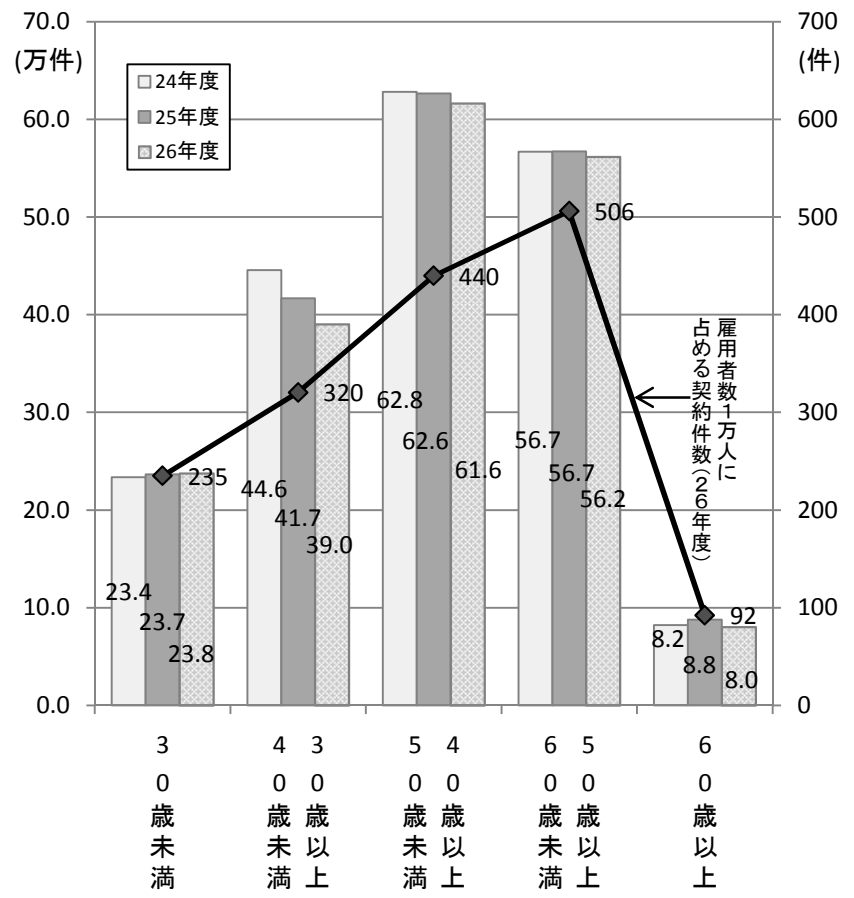
○正社員以外の雇用者は、正社員に比し、財形制度の適用割合が低い者もいる。

○雇用者数1万人に対する財形貯蓄の契約件数は定年年齢に近づくほど高い。

○就業形態別財形制度の適用割合（事業所調査）



○一般財形の年齢別・雇用者1万人に占める契約件数



※厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査」
 ※この調査は事業所規模5人以上の事業所に調査したものである。

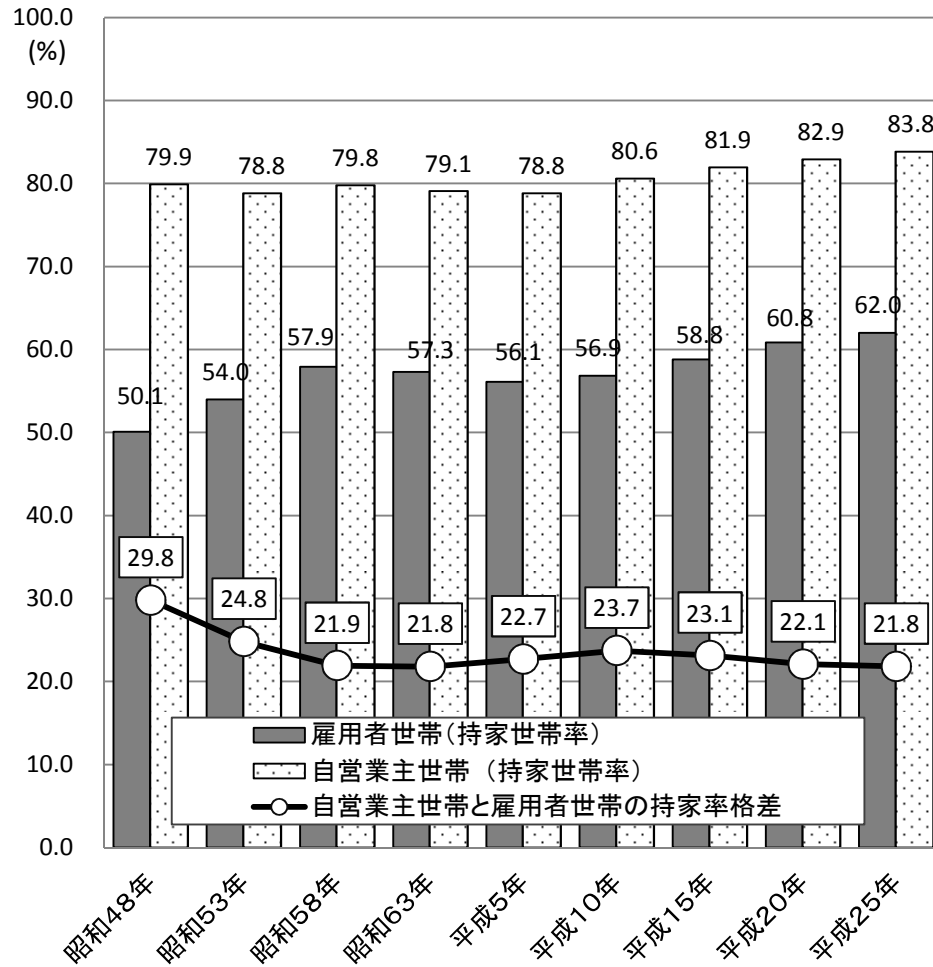
※労働金庫連合会のデータ、総務省統計局「労働力調査」より厚生労働省が作成

3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

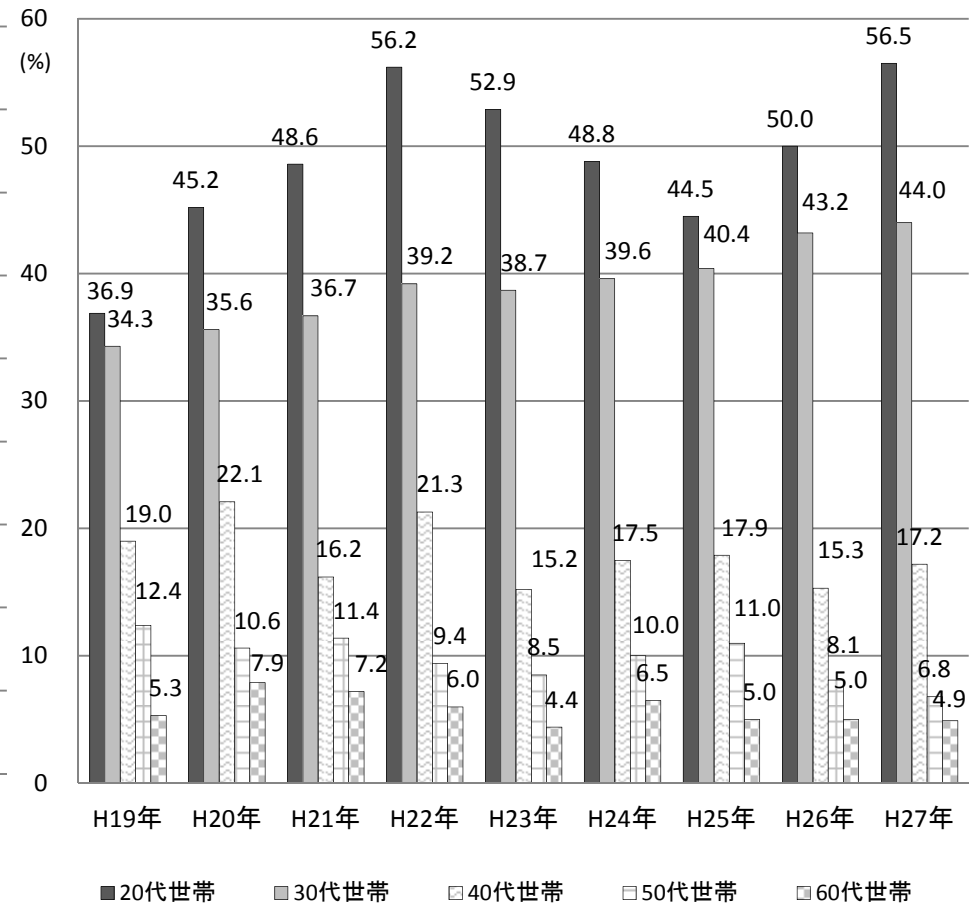
○雇用者世帯の持家率については、自営業主世帯との格差が依然として存在している。

○20歳代世帯の約8割、30歳代世帯の約5割が持家ではなく、そのうち20歳代世帯の約5割、30歳代世帯の約4割が今後10年以内の持家取得を望んでいる。

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率及び持家率格差の推移



○持家のない世帯の世代別住宅取得予定割合

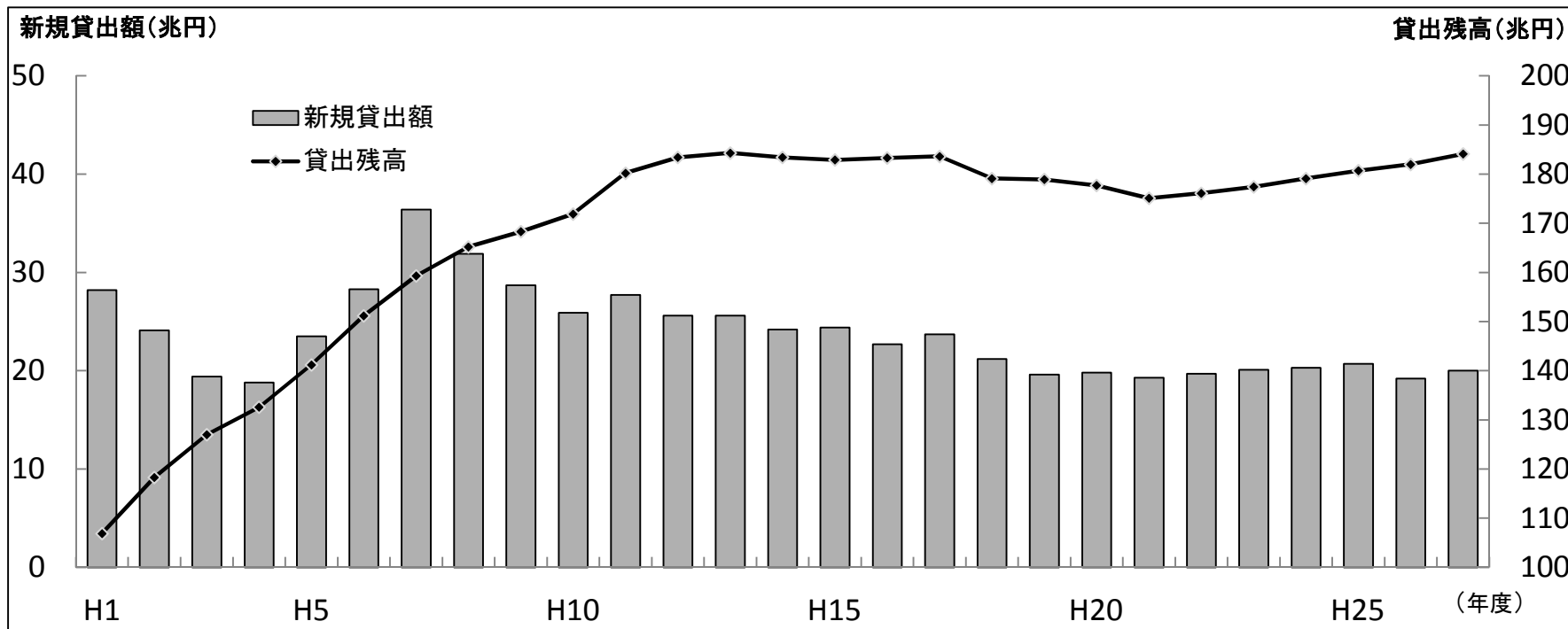


※総務省統計局「住宅・土地統計調査」

3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○新規貸出額については、平成7年度をピークに漸減傾向となっていたが、近年はほぼ横ばい傾向である。

○住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移



【過去5年度分の推移】

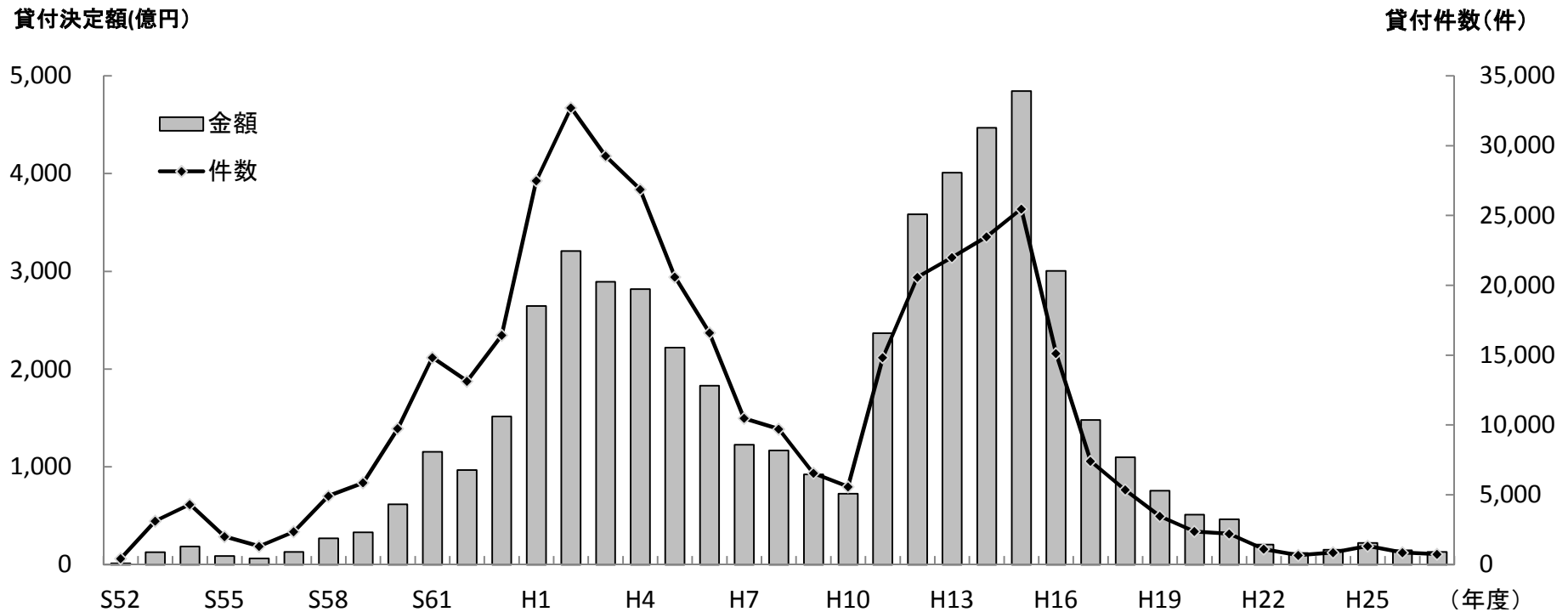
年度	新規貸出額(兆円)	貸出残高(兆円)
平成 23 年度	20.1	177.4
平成 24 年度	20.3	179.1
平成 25 年度	20.7	180.7
平成 26 年度	19.2	182.0
平成 27 年度	20.0	184.1

※(独)住宅金融支援機構「業態別住宅ローンの新規貸出額及び貸出残高の推移」

3-2. 財形持家融資制度をめぐる状況について

○平成27年度の財形持家融資の実績は、貸付決定件数が746件、貸付決定額は129億円となり、貸付件数、貸付金額ともに減少している。

○財形持家融資の推移



【過去5年度分の実績】

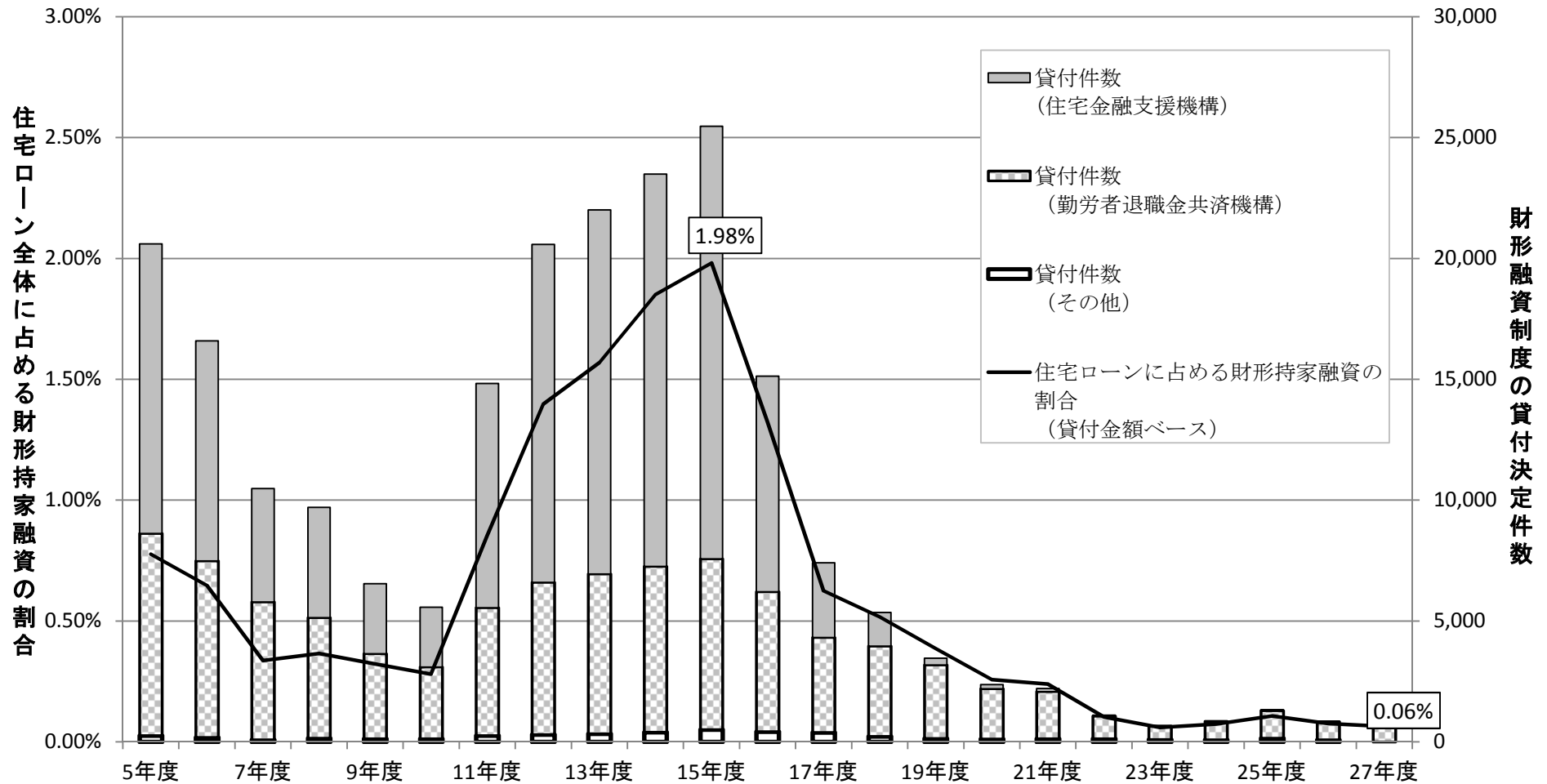
(単位：件、千円)

年 度	貸付件数	貸付決定額	融資残高
平成 23 年度	670	12,020,260	1,420,888,000
平成 24 年度	865	15,143,040	1,249,107,000
平成 25 年度	1,331	22,267,840	1,110,686,000
平成 26 年度	863	14,575,260	993,380,000
平成 27 年度	746	12,892,020	887,297,000

3-2. 財形持家融資制度をめぐる状況について

○住宅ローン市場における財形持家融資のシェアは、平成27年度において0.06%であり、中長期的には減少傾向にある。

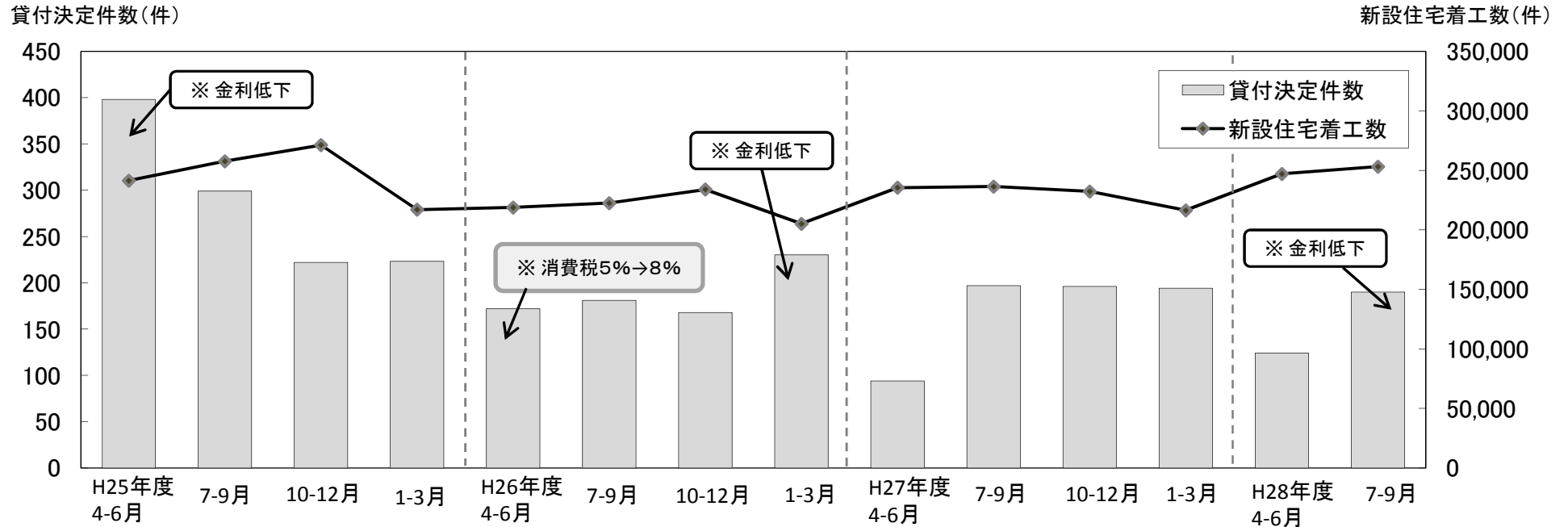
○住宅ローンの新規貸出額に占める財形持家融資の割合



3-2. 財形持家融資制度をめぐる状況について

○財形持家転貸融資の貸付件数は、平成25年4月以降減少し、昨今は概ね各四半期200件程度で推移している。

○財形持家転貸融資貸付決定数及び新設住宅着工数（平成25年度～平成28年第2四半期）



【参考】財形持家融資貸付金利の推移

年度	4月	7月	10月	1月	年度平均	1月(民間金融機関当初5年固定金利比較)
平成25年度	<u>0.85</u>	1.04	0.97	0.92	0.95	1.01
平成26年度	0.92	0.91	0.90	<u>0.83</u>	0.89	0.88
平成27年度	0.86	0.86	0.81	<u>0.78</u>	0.83	0.88
平成28年度	0.72	<u>0.57</u>	0.62		0.64	

【参考】財形持家転貸融資件数

年度	貸付件数
平成25年度	1,142
平成26年度	751
平成27年度	681

※住宅金融支援機構、勤労者退職金共済機構調べ

4-1. 財形制度をめぐる状況について

前出の統計データにより、財形制度をめぐる状況は以下のとおりである。

○勤労者の貯蓄をめぐる状況

- ・ 勤労者世帯と勤労者以外の世帯における貯蓄額格差
- ・ 企業規模による貯蓄水準格差
- ・ 賃金水準の低い非正規労働者の増加

○勤労者の持家をめぐる状況

- ・ 自営業主との持家取得率格差
- ・ 持家のない20代・30代世帯における今後10年以内の住宅取得予定の割合は約4～5割

○財形貯蓄制度をめぐる状況

- ・ 契約件数・貯蓄残高の長期的な低下
- ・ 企業（とりわけ中小企業）の導入率・利用率の低下
- ・ 非正規労働者の適用率の低さ
- ・ 若年層の利用率の低さ

○財形持家融資をめぐる状況

- ・ 融資実績は、中長期的に減少傾向
- ・ 低金利情勢下において多様化する民間住宅ローンへのシフト

財形制度の現状把握のため、複数の業態の金融機関及び企業に対するヒアリング調査を実施。（昨年12月～）

4-1. 財形制度をめぐる状況について

- コストや制度メリットの低下から、積極的な導入勧奨、利用勧奨を行っていない金融機関もある。
- 中小企業は制度導入にあたり、金融機関から十分な協力が得られず、導入を躊躇する可能性がある。

制度の導入・利用向上の取組について(金融機関)

○積極的に制度の普及促進を行っている金融機関がある一方、コスト面や制度のメリット低下から、積極的な導入勧奨、利用勧奨を行っていない金融機関もある。

(積極的な取組例)

- ・制度利用のある企業内に金融機関が期間を定めて申込み窓口を設けている。
- ・勤労者向けのリーフレットや資産形成セミナーで財形制度について説明している。

(導入勧奨等を行っていない理由)

- ・システムコストがかかるため、普及促進のコストまではかけられない。
- ・昨今の低金利下では、非課税メリットを前面に出した営業ができない。
- ・今は魅力的な金融商品が数多くあるため、財形商品よりは他の金融商品の販売に注力している。

○企業に制度導入の意思があれば対応するが、コストの面から企業規模により対応状況に差が生じ得るため、中小企業は導入事務がより煩雑になる可能性がある。

(主な意見)

- ・コストを重視する必要があるため、導入する企業が中小企業の場合、加入者が多く見込める大企業と同じ対応を行うことは難しい。
- ・大企業の場合には直接説明に伺うこともあるかもしれないが、中小企業であればまずは資料送付から始めるといった違いが生じる可能性がある。

4-1. 財形制度をめぐる状況について

- 導入しなかった企業にその理由を聞いたところ、「事務の負担」と回答する企業が多かった。
- 一方で、金融機関の勧めにより導入をした企業は、導入事務、毎月の事務ともにそれほどの負担は感じておらず、金融機関の協力姿勢が制度導入のカギと言える。

中小企業の制度導入・利用について(企業へのヒアリング)

【制度導入を検討したが導入に至らなかった中小企業に聴取（5社）】

- ・導入を見送った理由については、すべての企業が「事務手続きが負担と感じる」ことを挙げた。

【金融機関から導入の働きかけがあり、近年（10年以内）に導入した中小企業に聴取（2社）】

<導入時>

- ・導入方法を金融機関が全て教えてくれ、従業員に対する説明も金融機関が行った。
金融機関の説明のとおりに進めるだけであったので、特に負担に思うことなく導入できた。

<毎月の事務負担について>

- ・毎月の給料日前に、金融機関と預入れ額について調整を行うが、負担に感じるほどではない。
(聴取先は紙でのやりとりを行っていたが、インターネットでやりとりをする方法もある。)

※金融機関の働きかけがなく制度導入した事例は把握できなかった。

4-1. 財形制度をめぐる状況について

- 社内規程には非正規労働者が対象とならないことを明記していないにもかかわらず、「非正規労働者は財形貯蓄を行えない」という思い込みから対象としていないケースもある。
- 利用について、広く周知広報を行うことが必要である。

非正規労働者の利用について(金融機関、企業へのヒアリング)

【金融機関へ聴取】

- ・制度対象者は導入企業が決定するため、金融機関から非正規労働者まで対象とするよう加入を勧めることはない。
- ・企業が定める「財形貯蓄規程」では非正規労働者を対象としていない場合が多いと思うが、これは非正規労働者の全体数が少なかった制度導入時から改正されていないことが原因ではないかと思われる。

【中小企業へ聴取】

- ・非正規労働者（パート）が財形貯蓄ができない規程を設けているわけではないが、今回のヒアリングを受け、はじめて非正規労働者も財形貯蓄ができることを知った。



ヒアリングを行った中小企業1社が、金融機関の協力の下、非正規労働者を対象に加えた。

<導入の理由>

- ・社員不足が深刻な業態であるため、他社と比べ福利厚生の実を充実させるため。

<導入の手続き>

- ・非正規労働者が導入できない規程を設けていたわけではないため、規程や契約等を変える必要はなかった。
- ・金融機関の協力のもと、対象者に声がけをするなどして加入を勧めた。

<加入者の声>

- ・パートにも、福利厚生制度として貯蓄の制度があるのはよいことだ。

4-1. 財形制度をめぐる状況について

- 特に若年労働者に対しては、個人のプライバシーを考慮するあまり、社内で勧誘しない風潮となっている。
- 財形持家融資制度については、財形制度導入企業であっても認知度が低い。

若年労働者の利用について(金融機関)

- ・以前は社内で先輩が新入社員に財形貯蓄を勧めることが一般的だった。
- ・現在はプライバシーに触れづらい社会となり、社内勧誘は難しい。若者にも嫌がられる。
- ・若年者を含め転職が増え、制度を利用し続けられなくなっているのではないか。

財形貯蓄について(金融機関、企業へのヒアリング)

【金融機関】

- ・制度創設当初に比べ、金融機関内で様々なケースに対応できる者が減っている。
- ・企業の中でも担当が代わると制度の理解が足りぬまま運営が行われていることがある。

【中小企業】

- ・住宅財形は払出し時の書類が多く、使い勝手が悪い。
- ・550万円の非課税枠を上げれば、非課税のメリットを感じられる人が増えるかもしれない。

財形持家融資について(金融機関、企業へのヒアリング)

【金融機関】

- ・財形制度のパンフレットに記載はしているが、積極的にアピールすることはない。

【中小企業】

- ・制度導入時に金融機関から案内がなかったため、制度があることすら知らなかった。

4-2. 財形制度をめぐる課題

○財形制度をめぐる状況

- ・ 財形貯蓄の利用や認知度は全体的に低下しているが、これは以前に比べ、国のほか、金融機関や企業などでの導入・利用勧奨の機会が減少していることが一因である。
- ・ 導入率の低い中小企業の制度導入時には金融機関の役割は大きいですが、すべての金融機関が親身に対応できる状況にない。
- ・ 非正規労働者も制度が利用できることを知らない企業が多い。
- ・ 社内で若年労働者に加入を勧める機会が少なくなった。
- ・ 財形持家融資の認知度は財形貯蓄に比べて一層低い。

- 勤労者にとって、財産形成に向けた自助努力は引き続き重要であり、国としては、積極的に財形制度を普及・促進していく必要がある。
- 普及・促進にあたっては、特に導入・普及率の低い中小企業、非正規労働者、若年労働者へ情報が届くような工夫が必要である。
- 財形持家融資の認知度を上げることも必要だが、それにはまずは財形貯蓄制度を企業や勤労者に広く知ってもらうことが重要。